

「最高法規としての憲法のあり方に関する小委員会」資料

2002年2月6日 高橋 紘

皇位継承

憲法2条 皇位は、世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

皇室典範1条 皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する。

同9条 天皇及び皇族は、養子をする事ができない。

同12条 皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れる。

大日本帝国憲法2条 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニヨリ皇男子孫之ヲ継承ス

旧皇室典範1条 大日本国皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ継承ス

同2条 皇位ハ皇長子ニ伝フ

同4条 皇子孫ノ皇位ヲ継承スルハ嫡出ヲ先ニス皇庶子孫ノ皇位ヲ継承スルハ皇嫡子孫皆在ラサルトキニ限ル

同42条 皇族ハ養子ヲ為スコトヲ得ス

欧州の王室

男子優先、女子も可 英国（1553年、初代はメアリー、現エリザベス2世は7人目）

デンマーク（1953年、マルグレーテ2世）

スペイン（1973年）

長子優先 スウェーデン（1979年）

オランダ（1983年、ベアトリクス、3代続いて女王）

ベルギー（1991年）

ノルウェー（1990年）

日本世論調査会（共同通信と加盟社で構成）

調査年	男子に限る	女子でもよい
75年	54・7%	31・9%
84年	52・2%	26・8%
87年	51・6%	29・0%
92年	46・8%	32・5%
98年	30・6%	49・7%
99年	23・6%	53・1%
01年	15・3%	71・2%

過去の女帝一覧（8人10代、何代の表記は皇統譜による）

- 33代 推古天皇（在位592 - 628）
- 35代 皇極天皇（642 - 645） 37代 齊明天皇（655 - 661）
- 41代 持統天皇（690 - 697）
- 43代 元明天皇（707 - 715）
- 44代 元正天皇（715 - 724）
- 46代 孝謙天皇（749 - 758） 48代 称徳天皇（764 - 770）
- 109代 明正天皇（1629 - 1643）
- 117代 後桜町天皇（1762 - 1770）

「刃に血ぬらざる伝統」

- ・ 旧憲法4条 天皇八国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ
- 同11条 天皇八陸海軍ヲ統帥ス
- 同13条 天皇八戦ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ条約ヲ締結ス
- ・ 国民と苦楽をともに、国民の幸福を願い、象徴としての務めを果たす（即位礼正殿の儀のお言葉）
- ・ 愛憎に迷うなかれ、意を平均に用いて好悪によるなかれ（寛平の御遺戒）
- ・ 天皇のお名前の「仁」
- ・ 君主の大権が制限されるほど、君主の権限は無傷で存続される（アリストテレス）

（以上）